

慶応4年前半の因州藩における内紛とその処理について

藤澤 匡樹

はじめに

大きな変革には大きな犠牲がつきまとうものであろうか。かの福沢諭吉(1834-1901)は『時事小言』第二編の中で、かつて「強大なる旧幕政府を倒すが為に国人の血を流し」⁽¹⁾たことを認めつつも、イギリスなどの例を見て、国会を開設するには「力を尽して政府に抗抵するに非ざれば叶はず」⁽²⁾とする考えに対して次のように述べている。

蓋し論者は、人間活世界の有様を臆測して、外題の定りたる芝居狂言の如くに視做し、初幕は大序にして、二段目は宝物を紛失し、幾段目は悪人専權にして善人圧制を蒙り、末段に至て、王莽は夷誅せられ、周公は青天白日なりと、幾度見物しても同一様の順序を違へず、人事も亦斯くの如しと思込ることならん。(中略) 恰も外題の定りたる西洋の歴史を、無理に今の日本の活世界に附会せんと欲する者の如し。甚しき誤謬ならずや。⁽³⁾

『時事小言』が執筆されたのは明治13(1880)年から翌年にかけてであり、その背景には政府の国会開設計画の存在がある⁽⁴⁾ことを考慮に入れなければならないが、この一節は大変革には大きな犠牲がつきものであるとする考えがこの時点で既にかなり流布していたこと、それに対して福沢が大きな犠牲を出さない大変革の可能性を提示したことを示している興味深い。

三谷博は明治維新における一つの特徴として、人口の差を考えても、フランス革命と比較してそれが犠牲者の少ない変革であったことに注目している⁽⁵⁾。そうであれば、福沢の示唆も幕末維新期全体を通じた特徴として、ここで改めて意義付けることができるだろう。

幕末維新期に起こった変革の中でも特に大きなものの一つとして、廃藩置県とそれに至る流れを挙げることができる。近世を通じて存在していた諸藩はここで一度に消滅したわけであるが、維新変革における犠牲者の少なさを考えるとき、それは維新政府内のみならず、こうした各地方政治権力の中でも変革やそれによる対立による犠牲者が少なかったことを意味するだろう。それはまた、各藩の動向の検討から維新変革の特徴を見出し得る恰好の題材の一つであるとも言えよう。

廃藩置県に至る政治過程において、藩の動向が与えた影響を重視する研究は多い。その中でも升味準之輔・宮地正人らは維新政府と藩との対抗関係を強調し、松尾正人・高橋秀直らは維新政府の画策する中央集権化に積極的に応じようとした改革派諸藩の動向

に意義を見出している⁽⁶⁾。もっとも、これらの諸研究はあくまで中央の政治過程の解明に力点を置いたものであった。

藩内の動向の検討それ自体から維新全体に関わる特徴・思想を明らかにしようとした研究としては、マリウス・B・ジャンセンやルーク・S・ロバーツによる土佐藩を巡る研究⁽⁷⁾、水戸藩の徳川 斉昭（1800-60）と藤田 東湖（1806-55）ら君臣間の政治コミュニケーションに「議論政治」という特徴を見出し、これを朝鮮の事例と比較した 朴 薫^{ペクファン}の研究⁽⁸⁾、熊本藩の動向や同藩出身の儒者 元田 永孚^{もと だ ながざね}（1818-91）の思想に儒教的理想主義という特徴を見出した池田勇太の研究⁽⁹⁾などを挙げることができる。この内、朴薫の研究は「議論政治」によって同藩が収拾のつかない内部対立に陥ったことにも注目しており興味深い、これはかなり極端な事例でもある。また、熊本の事例に検討を加えた池田勇太の研究では、実学党政権が積極的に維新官僚と提携して藩内外の攘夷派を弾圧したために、藩内の不平が後々まで残ったことが論じられている。

以下の本稿では因州藩（ほぼ現在の鳥取県に相当）について論じるが、これには次のような理由が挙げられる。まず、同藩が大藩であったこと。これは明治3（1870）年9月の「藩制」の基準で分類した場合であるが、松尾正人が指摘するように、廃藩置県に至る過程で中小藩が弱体化していったのとは対照的に、大藩はなおその影響力をある程度維持していたからである⁽¹⁰⁾。

次に、同藩は藩知事辞職論を唱えた有力藩の一つに数えられるが⁽¹¹⁾、その一方で藩内での対立・紛争を抱え込み、維新政府との関係にしても常に協調的というわけではなかった。主な例を挙げるだけでも、以下で論じる鳥羽・伏見戦争勃発直後に発生した藩主の進退問題をめぐる混乱を皮切りに、翌明治2（1869）年初頭には戊辰戦争から国許に凱旋した藩兵の一部による帰還時の行動が国許首脳部から問題視されて処罰者を出す事態が、また同3（1870）年4月には大阪に設置された「練兵寮」に同藩から差し出された藩兵がそこでの待遇に不満を募らせ、兵部省側との交渉の結果、最終的に同藩からの入学者が退去するという事態が起きている。そして廃藩直前の明治4（1871）年1月に至っては、他の藩首脳部の暗殺を謀ったという嫌疑が発覚し、その首謀者とされた当時の同藩大参事の一人、伊丹与惣次（1821-1871）らが処罰されるという事件まで発生している。伊丹は同年6月に病死しているが、戊辰戦争での戦死者を除けば、管見の限り、上の様な紛争に起因すると考え得る死者は彼1人である⁽¹²⁾。松尾は内部対立や藩政改革の困難のために同藩が廃藩論に積極的となったことを論ずるが⁽¹³⁾、実際にそうした政治手法・姿勢がどの程度一貫して用いられ、どれほど効果を発揮したかまでは左程論じていない。

この場合、内部での紛争を抱えつつも犠牲者数は明らかに水戸藩のそれより少なく、維新政府への態度については熊本藩よりは幅があったのが、廃藩に至る因州藩の動向の特徴であったように思われる。戊辰戦争期から廃藩に至る期間の因州藩についての先行研究は少なく⁽¹⁴⁾、浩瀚な『鳥取県史』⁽¹⁵⁾がなお基本文献であると言えるが、上に述べた問題関

心を具体的にこのような因州藩の事例で検討することで、同藩が廃藩置県へと至る流れの一部を先行研究とは異なる視角から捉えてみたい。

1 因州藩主池田慶徳の進退問題と家中の混乱

因州藩もしくは因州。版籍奉還以前には新政府側からそのように表記されており⁽¹⁶⁾、慶応4(1868)年の出来事を扱う本稿では、書名・史料名等を除きそのように表記する。因幡伯耆の32万石からなる。藩祖は池田光仲(1630-93)とされ、幕末・維新期の藩主は池田慶徳(1837-77)であった⁽¹⁷⁾。慶徳の実父は水戸藩の徳川斉昭で、その第五子にあたり、嘉永3(1850)年に鳥取池田家に14歳で養子として迎えられ、藩主となった。また、斉昭の第七子が後の徳川慶喜(1837-1913)、第九子が後に備前藩主となる池田茂政(1839-99)であり、慶徳にとって彼らは弟である⁽¹⁸⁾。

以下で検討する慶徳の進退問題とその経過については、『鳥取県史 3 近世政治』等の叙述にも学びつつ論ずることとするが、同書はこの問題を巡り、藩内の緊張は高まったものの、暴力的な事態の発生には至らなかったことを的確に指摘している⁽¹⁹⁾。ただしそのような結果を当事者達が予見できたわけではなかっただろう。以下ではこの点を重視し、刻々と発生する出来事が当事者にはその時どのように認識され得たかという問題を念頭に置きながら、慶徳の進退問題による家中の混乱とそれへの藩の対応について、戦前に編纂され、今なお有益な史料を多く採録した『贈従一位池田慶徳公御伝記』⁽²⁰⁾や、鳥取県立博物館所蔵の鳥取藩政資料中の各種日誌等⁽²¹⁾を検討し、秩序の変動期にあって何故かかる混乱が流血の事態にまで拡大しなかったのかについて考察する。

1-1 池田慶徳の進退問題の発生

鳥羽・伏見の戦いの勃発は、因州藩にもその態度の決定を迫った。これにまず直面したのは、京都において同藩を代表する形で当時在京していた家老荒尾成章(1826-1903)⁽²²⁾らである。

既に慶応4年1月3日に鳥羽・伏見の戦いが発生した直後から、彼は在京の藩兵を薩長方として参戦させている⁽²³⁾。その後同月7日には徳川慶喜征討令が発せられたのを受け、他の在京藩士と相談の上で11日に慶徳の謹慎待罪書を新政府側に提出した⁽²⁴⁾ものの、新政府側はこれに対して19日、謹慎には及ばずとの回答を与えた⁽²⁵⁾。

しかし『慶徳公伝4』は、この直後の22日に荒尾成章らが有栖川宮熾仁親王(1835-95)より召されて出頭したところ、親王から、徳川慶喜と兄弟である以上、慶徳としても退隠した方が良いのでは、という内意が伝えられたとしている⁽²⁶⁾。これは慶徳の謹慎に及ばずとした19日の新政府側からの回答を覆す内容であるが、22日付の親王から慶徳への直書には次の様な内容が記されている。

(そもそも) 抑、今度王政復古ニ付ては、御沙汰之趣追々可被致承知、就ては、従前勤王之志不少、尚更為皇室勉励可有之は勿論之儀、申迄も無之候得共、其国内異論之族も有之哉ニて、(いまだいちわ) 未一和決定之場合ニ至り兼候模様ニ相聞へ、於朝廷如何敷被思食(いかかわしくおぼしめされ) 候ては不宜と存候ニ付、何分此上は一際憤発、為国家忠勤尽力、迅速実効相顕候様有之度候。(27)

直書はあくまでも因州藩論の不統一について指摘し、慶徳の「一際憤発」を求めているのみであり、果たして前記の退隠発言が親王本人の意志、もしくは新政府側の意向を代弁したものなのかどうかについては不明であると言わざるをえない。ただ、独断に近い形で慶徳の進退伺いを提出した11日以降の荒尾成章らの行動を考えれば、彼等によって意図的に引出されたものである可能性が高い⁽²⁸⁾。

一方、国許でも戦争勃発の報を得て、1月14日に藩主側近を入れ換える人事を行い、新政府側につく姿勢を明らかにしていた⁽²⁹⁾。また、荒尾成章らによって自身の謹慎待罪書が新政府側に提出された報を受けた慶徳は、1月17日から謹慎している⁽³⁰⁾。しかし23日にはその謹慎も免ぜられた旨の報が国許に届き、翌24日には「此上ハ謝罪報恩之為ニ粉骨齎身、勤勞王事之外無他志候条、此旨ヲ可相守モノ也」とする慶徳の御意とともにこの事実が公表された⁽³¹⁾。しかし親王の発言が26日に国許に伝えられた⁽³²⁾ため、27日に慶徳は自身の退隠を決し、その旨を記した願書を携行しての上京を家老和田信美^(のぶよし)(1844-99)に命じた⁽³³⁾。願書において慶徳は次の様に述べている。

今度寛大之蒙御沙汰、重畳冥加至極奉存候得共、臣慶徳、徳川慶喜骨肉之身を以、汚(じゆうし) 重爵(やくをけがし) 罷在候段、対天朝恐惶不少奉存候。素より、奉朝命勤王一途ニ委身首候段は、申上候迄も無之候得共、多年病氣罷在、果敢々敷御奉公も仕兼、恐惶至極奉存候。(は か ばかしく) 就ては、両官辞退落飾退隠仕、国務之儀は嫡子三知磨(池田輝知)え譲職仕、此(およばずながらこうこく) 上乍不及闔(いさかかしんきんをやすんじたまつたく) 国全力を以勤王之実効を相頼、聊奉安宸襟度、謹て奏聞仕候。(きこしめされ) 辞表早々被聞食候様、宜御聯奏希入奉存候。(34)

上記引用文中、「重爵」とは重要な官職、「落飾」は剃髪・出家を意味し、「両官」は当時の慶徳の官職である因幡守と中将との二つを指していると思われる。徳川慶喜の「骨肉」であることを「恐惶不少」としつつも、自身は「勤王一途」とであると訴える。その上で「多年病氣」により「御奉公」も出来かねる状態であるため「両官辞退落飾退隠」し、「国務之儀は嫡子三知磨え譲職」したいと述べている。このように慶徳は自身の「退隠」があくまでも病によって十分な「御奉公」が不可能であるためのものであることを強調しつつ、そ

の実子輝知(1860-1890)⁽³⁵⁾に家督を相続させることを願い出たのである。そして28日、これらが家中に内達された⁽³⁶⁾。

1-2 かつての政治対立再発への懸念

新たな問題が発生しただけではなかった。これと前後して、かつての政治的対立が再発する恐れがあった。かつて文久3(1863)年に藩主側近を暗殺し、その後慶応2(1866)年に長州へと脱走した藩士達が1月27日にその帰参を許されたのである⁽³⁷⁾。慶徳はこれら「長州ヲサシテ脱走」した「二十人」が帰参すれば「忽国中沸騰は申迄モ無之、又候復讐は眼前之処」⁽³⁸⁾となることを懸念していたが、「長人兩名来国切迫申立」⁽³⁹⁾てたことなどもあり、結局は帰参を許可せざるを得なかったようである。これを受けて藩では文久3年に暗殺された藩士遺族の「四家」に対して2月12日、次のように達している。

今度朝廷御一新折柄、御大礼ニ付、天下無罪之域ニ被遊度御趣意^(たいにん) 御体認被遊、拾六人之者帰参被仰付候処、四家并親族之者ニおいて、不得止之情可有之、深御配慮被遊候得共、右は全く聖意御尊奉被遊度御志願之折柄ニ付、厚尊意奉恐察、数代報恩と存、一身私情之為致動揺、国家之御大事を引出し不申様、厚致堪忍候様可加説得旨、御沙汰之事。⁽⁴⁰⁾

ここでは加害者の藩士達の「帰参」が「朝廷御一新」による大赦を受けてのものであるとした上で、「四家」の「情」への配慮を示しつつもこれを「私情」として「堪忍」するよう説諭したのである。事実、この頃新政府から大赦の達しがあり、これを受けて藩では2月8日、家中に対しても「仮令只今迄如何様之遺趣遺恨」^(たとい)があろうとも「過去之私怨を差含不申、一致一和」し、「不覚悟之輩」には「一際御厳法」⁽⁴¹⁾を以て臨むことを布達してもいた。

慶徳の書簡や一連の布達からは、藩当局がこの頃、家中に混乱が起きることを極度に警戒していたことが明らかである。その背景には暗殺事件にまで至った藩内の厳しい政治的対立を含む、「過去之私怨」が蒸し返されることへの恐れがあった。そして藩はそのような事態を防ぐためにも「堪忍」や「一致一和」を求める布達を発したのである。

もっとも復讐の連鎖という事態は結局発生しなかった。かつての事件の中心人物であった河田左久馬^{さくま}(景与。1828-97)や中井範五郎^{はんごろう}(1840-68)は戊辰戦争に従軍したために、この頃鳥取には戻らなかったのである⁽⁴²⁾。

1-3 分知家家督相続慎重論と新政府の指令

藩が過去の対立の蒸し返しを恐れてその抑止に腐心する一方で、慶徳の進退を巡る事態の迷走ぶりに対しては、荒尾成章らの対応に疑問を呈する者も現れ、この問題を巡って家中年に對立が生じ始めた。

文久2年に京都留守居に抜擢されて以降、同地で因州藩を実質的に代表していた安達清一郎^{（せい いちろう）}（清風、1835-84）は、慶応2年末に国許の首脳部との政見の相違から同職より退いて以降は引退生活を送っていた^{（43）}が、慶徳が「退隱」することには否定的であった。慶徳の退隱と実子輝知の家督相続願提出との報を得た彼は1月29日、自身の日記に次の様に記している。

（前略）前日ハ何等之儀も不被及御沙汰、曾テ十日も不過ニ御隱居御内意ト申スハ何角仔^{（なにかいと）} 細之有ルコトなるべし、且、京地も余程混淆之御事ト察セラル、且、駿河（荒尾成章）初メ如何様之考ヘニヤ、所天（藩主慶徳）ヲ御隱居ニして御幼君ニ相成候ハハ、其方御国ノ御為メニ可相成ト考ヘニヤ、又ハ所天ヲ御隱居にして相州侯ニテモ御相続相成候方可然トノ考ヘ共ニハ無御座候哉。然ラハ以之外ノ考^{（もつてのほか）}ヘ違ヒト申スものニ而、今ニ而も六ヶ敷候ニ^{（むつかしく）}、此上國中三公ノ姿ニテハ迎も挽回之期、人心一定之目的ハ無之事故、和田大夫（家老の和田信美）ノミ上京迄ニテ此事埒之明ク事ニ非らず、如何致し候而可然ヤ、責テハ有志之士速ニ上京、和田より先キニ登京、有宮（有栖川宮熾仁親王）^{（とく）}之方御内意之辺を与得取し^{（とて）}らべ、又駿河ハ申ニ不及、京地有志之論ヲツにし、たとへ御隱居御願ハ出ルトモ世子御相続ニ相成ル様ニ内考いたし候義急務ニテ、此事速ニ被行候様いたし度（後略）。^{（44）}

「相州侯」とは、同藩分知家西館当主池田相模守徳定^{（のりさだ）}（1848-1910）のこと。分知家とは本家・本藩に対する分家を意味し、江戸城柳間詰格とされて参勤も行うものの、領地は有せず本藩より廩米^{（りんまい）}が支給された。西館と東館の二家が存在した^{（45）}。また「三公」とは、慶徳・徳定・輝知の三人を指すものと思われる。安達は、慶徳に対して謹慎に及ばずとの指令が下されて十日も過ぎない内から新政府による「御隱居御内意」が下された背景として、京都の政治的混乱や、家老荒尾成章ら在京の重役がこの際慶徳を隠居させて徳定を藩主に据えようとしている可能性などを推測している。その上で安達自身はそのような考えを「以之外」であるとし、至急「有志之士」を上京させて親王や荒尾成章ら在京の重役との間で調整を行って、最悪の場合でも慶徳実子輝知による相続で済むようにすべきであると考えたのである。

このような中、和田信美が携行した慶徳の退隱願は2月11日に太政官代に提出された^{（46）}が、これに対して新政府は2月18日、次のような回答を下した。

出願之始終御遺憾ニハ被思召候得共、多年病氣、御奉公之儀難堪赴ニ付、願之

通被聞食候^(きこしめされ)。尤是迄進退、徳川慶喜骨肉私情之上ニハ固ヨリ関係不致事ニ候条、両官辞退落飾之儀ハ不^レ被^レ及御沙汰候。但シ国務之儀、嫡子三知麿^(じんせんそうぞくいたさせ)ニ譲職之事、当然之事ニ候得共、方今之形勢幼弱ニテハ緩急御用難弁次第ニ候間、末家(分知家のこと)之内年長之者^(じんせんそうぞくいたさせ)任撰相続^(しんせんそうぞくいたさせ)為致、三知麿儀ハ、右順養子ニ可致之旨、御沙汰候事。⁽⁴⁷⁾

新政府側は慶徳退隠について、彼の「是迄進退」、すなわち政治的態度・行動や徳川慶喜との血縁関係などによるものではないため、「両官辞退落飾」の必要はないとしている。一方で、家督相続については、事実上分知家西館当主徳定のことを意味する「末家之内年長之者」に一旦「任撰相続為致」、慶徳の実子輝知はその徳定の跡を継ぐべき「順養子」⁽⁴⁸⁾となすべき旨を指示したのである。

1-4 分知家家督相続慎重論の組織化

2月22日、このような新政府側の指令に接した家老^{うどの}鶴殿長(1834-1907)らをはじめとする藩庁側は事態を主だった家中の者に内達するとともに、同席仲間や配下の組士などにも周知するよう指示した⁽⁴⁹⁾。同日、このことを知った安達が「此余歎願之手段も無之」とする鶴殿ら藩庁側の態度について、「言語ニ絶シタル義ニ而、憤懣ニ不堪事共也」⁽⁵⁰⁾と不満を顕わにしたように、藩庁はこの時点で新政府からの指令の受け容れに傾いたようだが⁽⁵¹⁾、これに反対する声も家中には根強かったのである。

そして翌23日に安達は登城し、この報を持ち帰った側用人助役の河崎政之丞らを相手に「大議論」に及んだ。

(前略) 大要、有宮より御内意と申スハ、必竟内分ノ事ニテ、今日初メテ表発セシ事故、今日より以後臣子歎願之時ニテ、政之丞力ニ不及ハ政之丞ハ罪ヲ引テ退クヘシ、且、国家重大ノ義ヲ昨日^(すでに)已^レ帰^レリテ直ニ議ヲ決シ、曾テ衆議ヲ尽サス、其処心積慮尤可疑、速ニ評議シテ昨日ノ議ヲ取り返し、臣子ノ分ヲ尽スヘキコソ本意ナルヘシ、初ヨリ世子侯御相続六ヶ敷事ハ何レモ承知ニテ、既ニ去四日ニ主水介(鶴殿長)是非拙者共より歎願いたすトモ被^レ申聞候得ハ、此議不決時ハ余下城不致ト段々大議論ニ及フ(後略)。⁽⁵²⁾

慶徳退隠・「末家之内年長之者」による家督相続、という新政府側の指令の受け容れに傾いた藩庁側に対し、安達は親王からの「御内意」はあくまでも内々のものに過ぎず、公式に言及されたのは「今日」が初めてであり、それ故これからが「臣子歎願之時」だとして、挽回工作の必要性を訴えると共に、「衆議」の不徹底や家老鶴殿長の発言の齟齬を材料にして藩庁側の意思決定を批判したのである。

そして25日には、安達が当時属していた寄合組⁽⁵³⁾が同席一同の総意として、あくまで三知麿による家督相続を新政府側に歎願するよう藩庁に要求した⁽⁵⁴⁾。すなわち、「午後、

寄合織田源之助・荒尾采女・羽原元介・深田隼見・蒔田肇登城ニ而、御相続之儀ニ付御歎願相成候様、申立ル。尤、一統登城之筈ナレトモ、名代として五人罷出」⁽⁵⁵⁾ たのである。しかもかかる流れは決して孤立したものではなかった。安達は翌26日の日記に次のような事実を記している。

君側ノ徒五六輩、頻ニ来ル。此度御相続之事ニ而、我廿三日以来正論、上下ヲ震動セシ模様ニテ、満城只我レニ依頼スルノ勢ニ而、頻ニ善後ノ説ヲ問フ。且、番頭共一同、議論之決ヲ取り度ニ付、今夕加藤主馬ノ宅江参リ候様ニ、今井鉄太郎ヲ以テ頼越ス。晩刻、加藤方へ参リ、臼井備後も又来ル。兩人江委細ニ申談シル。只兩人共此度御一新之訳ケニ而引退しもの故、取捨して発論致し候様ニ申聞ケル。⁽⁵⁶⁾

「番頭共一同」は「議論之決ヲ取」るために安達を招いたのである。臼井・加藤⁽⁵⁷⁾ は共に代々番頭の家柄の出ではなく、その能力・功績で番頭へと至り、小仕置⁽⁵⁸⁾ に任ぜられていたが、「此度御一新之訳ケニ而引退し」た者達である。本稿末尾の[表]は、代々番頭とされる家柄と、確認できる範囲でこの当時それ以外の家格から番頭（もしくはそれに準ずる立場）となっていた（なったことのある）者をまとめたものである。ここからは、比較的に上位の家の中に家督相続の影響等で組を預けられていない者が多いものの、荒尾就美・香河新七郎・宮脇縫殿助を除いていずれも鳥取に残っていることが分かる。他方、平番頭14家の内4家はやはりこの時点で組を預けられていないようであり、残り10家の内4家が当時京都にいたことが分かる。「番頭共一同」の動きは、直前に失脚し、失地回復を狙う者によって担われており⁽⁵⁹⁾、彼らとて、「引退しもの故、取捨して発論致し候様ニ」と安達が配慮したように、表だった行動が出来たとは思えないが、他の多くの番頭はそもそも政治問題に深入りするのを避けたか、受動的な姿勢にまわった（と装った）ものと考えられる。

いずれにせよ、分知家による家督相続への流れに慎重な藩士たちは、自身の属する身分を基盤にして巻返しを図ろうとしていたことが分かる。こうして、藩庁が新政府からの指令を早期に受け容れる態度を示したことは、かえって家中の上・中層を中心とした、早期受け容れ慎重論の組織化を招くこととなったのである。

1-5 箕浦主税組内での事件の発生と藩への通報

このように、安達らはあくまでも組織的に秩序だった運動を志向していたようだが、かかる状況は慶徳にとってみれば、「家中瓦解之姿」⁽⁶⁰⁾ だったのである。しかも事態の方は彼らの側でも制御できないものとなりつつあった。それを象徴するのが、譜代番頭箕浦主税⁽⁶¹⁾ とその配下の組士⁽⁶²⁾ の一部との間で発生した紛擾事件であった。

目付のもとにこのこされた関係史料⁽⁶³⁾ から総合すると、事件の発端は次の通りである。

新政府からの指令を受けて箕浦が組士側に対し、慶徳の進退問題につき、「一統懇願之趣意相含、同席何れも与得談し合可申旨」^(とくと)⁽⁶⁴⁾を述べて鎮静を図ったものの、かえって組士側は箕浦へ「不敬之応答」⁽⁶⁵⁾に及んだ。これに対して箕浦側は2月25日、もしくは翌26日、組士側が「御相続之儀、従天朝被仰出候は、根元御国御役人之作略ニ而、目差候所も有之旨」を「申出」⁽⁶⁶⁾たと藩に上申し、「万々一粗暴之仕向、組より致し候節之取計方、御差図被下候様、并、急ニ御裁許被仰付被為下候様」^(くださせられ)に要請したのである⁽⁶⁷⁾。

箕浦の当局への上申がどの程度事実を正確に反映したものであったかは後述するが、ここで重要なのは、藩がこれにより、慶徳の進退問題に藩の役人が絡んでいるのではないかという説が広まっていることと、番頭も組士を適切に統制することが困難になり、組士により「粗暴」な行動が起こされる可能性があることをこの時知らされたという点である。

このように、当初藩はかつての政治対立が再燃して家中が混乱することを恐れていたが、実際には慶徳の進退問題への対応を巡り、藩当局に対して家中から異論が噴出してきうようになった。そして2月末に至り、この問題の背後に「御国御役人之作略」があると考える者達による「万々一粗暴之仕向」の可能性が藩に通報されるに至ったのである。

2 箕浦主税組内紛擾事件への対応・裁許・背景

それでは、もしこうした可能性を知らされた藩側が即座に厳しい対応をとっていたならば、事態はどのように展開しただろうか。それにより家中で漠然と抱かれていたであろう「御国御役人之作略」説の信憑性が補強され、混乱の拡大を招きはしなかっただろうか。例えばフランス革命においては「アリストクラートの陰謀」なるものの存在が第三身分の人々に広く信じられており、第三身分はこれにしばしば暴力的反応を起こしているのである⁽⁶⁸⁾。

結果から言えば、藩は箕浦組内で起きた事件に対し過敏な反応をせず、混乱がさらに拡大することも無かった。犠牲者の少なさを考える上ではこの点が重要であると思われる。では、藩は事件にどのように対応し、そこには如何なる特徴が見出せるのか。それについて以下では具体的に考察していきたい。

2-1 進退問題の結論先延ばしと続投の決定

箕浦の上申に藩は即座には対応しなかったようである。これは、当時慶徳の進退問題自体が一つのターニングポイントにあったことと関係していると思われる。すなわち2月27日、当時山陰道鎮撫総督として米子に滞在していた西園寺公望^{きんもち}(1849-1940)は、藩内の状況を報じた上でその意見を求めてきた因州藩側に対し、次のように達した。

末藩(分知家のこと)家督出願之儀、此度見込之筋有之、太政官代え延期之儀申入置候間、帰京之上、何分之御差図有之候迄、願書差扣可申候事。^(さしひかえ)⁽⁶⁹⁾

このように、西園寺は「見込之筋」があるので自身が「帰京」して尽力することを示唆した上で、慶徳退隠の願書差出しを見合わせるように指示したのである。彼はこれ以前から慶徳を慰留しており⁽⁷⁰⁾、翌28日に藩はこれを受け、一旦はその受け容れに傾いていた慶徳の退隠と分知家への家督相続願の提出を延期することを決定した⁽⁷¹⁾。

まさに家中の混乱が極点に達しようとした時、その原因となっていた政治的問題の結論が先送りされたのである。これは新政府側に嘆願して状況の挽回を図ろうとした側にとっては大きな前進であり、一縷の望みが残されることとなったと言えよう。実際安達清一郎はこの報を聞き、「只此余京(このよ)師ニテ之尽力振り大切之事」⁽⁷²⁾と日記に記している。安達の関心は京都での政治交渉へと移ったのである。

そして山陰道鎮撫から帰京した西園寺が実際に働きかけを行った結果、4月4日に慶徳退隠と分知家による家督相続指令は取消され、慶徳の藩主統投が命じられた⁽⁷³⁾。そしてこの報せが国許に届いたのは4月8日であった⁽⁷⁴⁾。

2-2 組士側への取調べと裁許

数度の取調べを経て、箕浦組内で発生した事件に関し、箕浦主税と組士側との双方に裁許が下されたのは4月18日のことであった⁽⁷⁵⁾。タイミングとしては、慶徳の藩主統投が正式に決定し、それが国許に伝えられた直後に裁許が下されたことになる。これが意図的なものであったかどうかを知る手がかりはないものの、結果として内外の状況が落ち着くまでの暫くの間、箕浦組内で起こった紛擾事件は放置され、その後藩は改めて事態の取調べと関係者の処分に着手したのである。

では両者への取調べから何が判明し、そして当局は何をどのように判断し、いかなる処分を下したのか。

組士側で取調べをうけたのは鳥養幸之助⁽⁷⁶⁾・梶川弥之助⁽⁷⁷⁾・三原登⁽⁷⁸⁾の三名であった。箕浦への言動の真偽を問われた彼らは4月7日付で提出した「御答書」の中で、「此度之儀は、京地江奸計有之様風説」や、「従天朝被仰出を以て、兎角押付ニ相成候様相考候」などと発言したこと、箕浦に対する「不敬之応答」があったこと等は認めたものの、「御国御役人之作略」云々については「三人より右等之儀申出候覚は無之」として明確に否定した⁽⁷⁹⁾。そしてそれすらも「主税より風説承り度旨申聞」されたために「道路之風説」として「主税丈(だ)ケ江相話」⁽⁸⁰⁾したに過ぎないと供述したのである。

これを受け、取調べを受けた組士側の一人、梶川弥之助に対して4月18日に下った裁許は次のようなものであった。

其方儀、御相続之儀ニ付、組頭箕浦主税江存意申出候次第、書取を以申達候処、齟齬(おため)致し候儀も有之ニ付、其筋御尋被成候処、夫々書分ケ、恐縮致し候旨申達し候。御(おため)為筋と存込(すじ) (ぞんじこみ)、頭之宅江推参致し、申出候は、臣下之情態(やむをえざるの)不得止之次第ニ候得共、主

税よりも種々尽力可致旨申聞候上は、穩ニ可申出筈之処、隔意可有之と推量り、再応^(さいおう)罷越^(まかりこ)し、種々差迫り候申立振り致し、殊ニ同人相尋候^(とて)迄、無根風説迄も軽々敷申出候^(ふつつか)上は、礼讓取失ひ、頭ニ対し不敬之申分致し候段、不束之至^(ふつつか)ニ候。其上、御尋答振り末々齟齬致し候儀も有之ニ付、此余御取糺し、急度^(きつと)被仰付品有之候得共、格別之御宥恕を以無其儀、先遠慮被仰付。⁽⁸¹⁾

「不束之至」ではあるが、「格別之御宥恕を以」て「遠慮」とされたのである。「遠慮」とは、他行を禁止する処罰（但し夜中に目立たぬよう通行することは許される）を言う⁽⁸²⁾。なお、梶川とともに連名で目付からの尋問に回答した鳥養・三原に対しても、梶川への裁許文とほぼ同内容の文面で同様に「遠慮」が命じられ、その他の箕浦組の組士に対しても「急度^(きつと)差扣^(さしひかえ)」が命じられている⁽⁸³⁾。

その上で梶川への裁許において注目すべきは、組士側による箕浦への「差迫り候申立振り」や「礼讓取失」った「不敬之申分」を行ったことについて、慶徳の進退問題に関して「御為筋と存込」んだためであり、「頭之宅」へ「推参」して「申出」を行ったこと自体は「臣下之情態不得止之次第」であると判断された点である。すなわち藩は、慶徳の進退問題をめぐって組士側が一連の言動を為すに至った動機や政治的立場それ自体についてはある程度追認し、情状の余地があると判断したと言ってよいだろう。あくまでも彼等の行動に度を越した部分があったことが問題とされたのである。

また、取調べの過程で明るみに出てきた種々の「風説」については、箕浦の尋ねに応じて「申出」たものであると認定し、組士側が明確に供述しなかった「風説」の出所についても、この点の追及に固執せず、それらを「無根」であったと判断したのである。慶徳本人はこの頃の書簡の中で、「昨冬中より、小子退隠辺之儀ニ付、申上兼候得共、種々内輪ニて執政府辺之模様有之候事は、略^(ほぼ)家来^(は)共心得居候」⁽⁸⁴⁾としており、藩内には種々の動きがあったらしいことが窺える。そうであれば執拗な詮索はかえって事を複雑にする可能性があっただろう。慶徳の藩主統投が正式に決定した後、藩はこの問題を巡って起きた家中の混乱を蒸し返そうとはせず、早急に幕引きを図る姿勢を示したものと言えよう。

2-3 箕浦主税への取調べと裁許

一方、譜代番頭の箕浦主税に対しては次のような裁許が下った。

其方儀、御相続之儀ニ付、組より申出候次第、書取を以申達候得共、齟齬致し候儀も有之ニ付、其筋御尋被成候^(たとえ)処、夫々書分、御為筋と存込、不道之取捌致し、恐入候旨、差扣之儀申達し候。仮令配下之面々、如何様之申立振^(ひたすら)り有之候共、御大事之折柄^(のみ)、幾重も得失理解、誠実を尽し候得は屈服も致し可申之^(こたわ)処、只管鎮静^(あまつさえ)而已ニ拘り、存意ニ無之事迄同服致し置、剩粗暴之色相頭候と見込、輕挙ニ内達致し候より、

終ニ隔^(しゅつたい)意出来致^(かねて)し候様成行候段、兼而^(まじく)重く被召仕候身分ニ有之^(まじく)間敷、不埒之至ニ付、此余御取糺^(きつと)し之上、急度被^(きつと)仰付品有之候得共、祖先之旧功有之故、格別之御有^(きつと)恕を以、御知行之内五百石被召上、隠居被仰付。但し、急ニ家統之者相願可申事。⁽⁸⁵⁾

取調べにおいて箕浦は、組士側から「不容易儀申出」たのならば、「急度取糺」をすべきであるにもかかわらず、「其儘ニ致し置」⁽⁸⁶⁾ いたことについて厳しく問われ、「取糺し候而、却而御配意筋出来」⁽⁸⁷⁾ ^(かえつて) ^(しゅつたい) することを懸念したため、と供述していた。しかし藩は裁許において、たとえ組士側がどのような「申立振り」であつたにせよ、「誠実」に應對すれば組士側は「屈服」していたと判断し、箕浦の「鎮静而已ニ拘」った姿勢を批判した。また、組士側の言動に「粗暴之色」があるとした「内達」自体が「輕挙」であり、それこそが組内の「隔意」、すなわち疑心暗鬼を生み出し、「不埒之至」であると認定したのである。彼の消極的で後手にまわった組士統制が問題視されたと言える。そしてこれにより、箕浦は自身の知行のうち500石を召し上げられた上で隠居を命ぜられた。隠居した箕浦主税に代わって、その実子が家督相続を許されているが、彼は当時6歳の幼少だったこともあり、寄合組に編入された。寄合組に編入された者は組士を統率しないため、この措置により、当時箕浦家に預けられていた組士は同家の支配からは外れることになったと思われる⁽⁸⁸⁾。もし箕浦家がこの後も同じ組を統率した場合、組士との間にはしこりが残り続け、新たな紛擾事件が発生しないとも限らない。藩はこの点も懸念し、本人の隠居を通じて箕浦家と組士とを分離したのではないかと思われる。

また、他の番頭がこれに異議を唱えた様子はない。番頭とて自身の利害に深く関わる案件では結束して行動する場合もあったが⁽⁸⁹⁾、この件ではそうした行動は見られない。

両者に対する裁許は、明らかに組士側に有利なものであり、箕浦はこの事件のほぼ全ての責任を負わされた感がある。組士側の3名への「遠慮」は5月11日には解除されたのに対し、箕浦主税への処罰が隠居・減禄という重いものであつた⁽⁹⁰⁾ ことにもそれがあらわれている。

まとめと展望

ここまで、鳥羽・伏見戦争発生以降の因州藩内の混乱、とくに藩主池田慶徳の進退問題を巡って家中が混乱に陥った点と、その様な状況下で発生した箕浦主税と彼の配下の組士との間の紛擾事件への藩の対応とを考察してきた。最後に、なぜ一連の混乱が破局的な事態へと拡大しなかったかについて、まとめを兼ねて検討しておきたい。

まず確認しておかねばならないことは、鳥羽・伏見戦争の勃発以降、藩が家中で政治的対立が起きることを警戒していた点である。当初藩が警戒していたのはかつての政治対立の再燃であり、復讐の連鎖であつたが、実際に起きたのは慶徳の進退問題を巡る政治対立

の急速な深まりであった。そのような状況下で箕浦主税組内での紛擾事件が起こり、箕浦側によって組士らの「粗暴之仕向」の可能性が通報されたのである。

しかしこのように政治的緊張が極度に高まったその時、西園寺公望が慶徳の進退問題での尽力を約束し、藩もこれを受け入れたことで問題の結論は先延ばしされ、緊張が大幅に緩和された。分知家による家督相続に慎重な者達はこの事態に希望を見出し、彼らの意識は以降の京都での交渉に注がれることとなったであろう。この時もし西園寺が問題の調停に熱意を示さなかったり、あるいは藩がその提案の受け入れを躊躇したりしていたとすれば、緊張は持続し、絶望的になった者による何らかの行動が起きたかもしれない。

西園寺は実際に京都で尽力し、最終的に分知家による家督相続は回避され、慶徳の藩主続投が決定した。箕浦組内での紛擾事件を巡る当事者への裁許と処分は慶徳の藩主続投が決定した後となり、それ故より冷静に処分を下すことのできる環境が整っていたと言える。

そのような中での当事者への裁許・処分は、慶徳の進退問題による家中の混乱を再燃させず、幕引きを図ろうとする色合いが濃厚であった。組士側の裁許・処分にとくにそれははっきりと認められる。一方で箕浦に対しては、その組士に対する消極的な統制策を不誠実と判断するとともに、そのために「軽挙」な「内達」に至った責任を厳しく問うたのである。藩は上位者の責任の方を重視したのである。それがこのような問題を処理する際に、不利益を蒙る者を最小限にする方法でもあっただろう。

同席の番頭は箕浦への処分に反応しなかった。再び[表]を見ると、臼井はその後3月に隠居しているが、この時彼同様、直前まで重要な立場にいた番頭の多くも隠居していることが分かる。分知家への家督相続は回避されたが、彼ら自身の失地回復には繋がらなかったのである。番頭としての政治運動でリーダーシップをとった者にしてかかる状況であれば、番頭層が箕浦への処分に異論を呈することは出来なかったのであろう。

結果的にはこのようにして慶徳の進退問題を巡る家中の混乱に幕引きが図られ、この事件の拡大も抑止されたわけであるが、かかる対応は家中で発生した混乱を抑止しえても、それらをかならずしも未然に防止し得るわけではなかったことに注意する必要がある。番頭の失態を厳しく罰することができても、箕浦組内での紛擾事件を巡る事件に見られたような、組士（平士）達の行動が起こす問題は無くならなかったからである。このことに藩はこれ以降も頭を悩ますこととなった。すなわち、翌年早々に藩は戊辰戦争帰還兵の挙動に神経を尖らせることとなるのである。

注

- * 本稿中の歴史的人物名の訓み方については、人名辞典類に記載されている場合に限って適宜ルビを付して示した。あくまで便宜的なものであり、他の訓みの可能性を排除するものではない。また、引用文中の人名以外の固有名詞についても基本的に同じ方針に沿って処理した。

- (1) 富田正文編者代表『福沢諭吉選集 5』岩波書店, 1981 年, 187 頁。本稿における史料の引用にあたっては、旧字体・異体字等を適宜新字体に改めるなどし、句読点も補った場合がある。また、原文でなされている平出・闕字・擡頭等については、基本的に引用史料中には反映させていない。引用史料中、引用者によるルビには丸括弧を付して原ルビと区別し、前者は新仮名遣いを使用した。
- (2) 同上書, 204 頁。
- (3) 同上書, 205 頁。
- (4) 『時事小言』執筆の背景については、前掲『福沢諭吉選集 5』の鳥海靖による解説、並びに富田正文編者代表『福沢諭吉選集 7』(岩波書店, 1981 年)の坂野潤治による解説を参照のこと。また、坂野「『富国』論の政治史的考察——1874-81(明治 7-14) 年」(梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』国際連合大学発行, 東京大学出版会発売, 1983 年, 37-52 頁)も参照のこと。
- (5) 例えば、三谷博『明治維新とナショナリズム 幕末の外交と政治変動』山川出版社, 1997 年, 第 9 章。同『愛国・革命・民主 日本史から世界を考える』筑摩書房, 2013 年, 第一章など。
- (6) 升味準之輔『新装版 日本政党史論 1』東京大学出版会, 2011 年。但し初版は 1965 年。宮地正人「廃藩置県の政治過程 維新政府の崩壊と藩閥権力の成立」, 坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』山川出版社, 1985 年, 23-118 頁。同「幕末維新期の国家と外交」, 歴史学研究会・日本史研究会編集『講座 日本歴史 7 近代 1』東京大学出版会, 1985 年, 41-82 頁。松尾正人「廃藩置県の政治的潮流——廃藩論の形成と展開」『歴史学研究』596, 1989 年, 1-17, 27 頁。同『廃藩置県の研究』吉川弘文館, 2001 年。高橋秀直「廃藩置県における権力と社会——開化への競合」, 山本四郎編『近代日本の政党と官僚』東京創元社, 1991 年, 5-92 頁など。なお、維新政府と他の政治諸勢力との対抗を重視する研究としては、他に下山三郎『近代天皇制研究序説』(岩波書店, 1976 年)等もある。明治維新研究の蓄積は膨大であり、ここでそのすべてを論じきることは不可能であるが、前掲松尾『廃藩置県の研究』の先行研究整理を参照のこと。
- (7) Marius B. Jansen, *Sakamoto Ryoma and the Meiji Restoration*, New York: Colombia University Press, 1994. ルーク・S・ロバーツ「土佐と維新——「国家」の喪失と「地方」の誕生」『年報・近代日本研究・19 地域史の可能性——地域・日本・世界』山川出版社, 1997 年, 211-235 頁。
- (8) 朴薫「一九世紀前半日本における「議論政治」の形成とその意味——東アジア政治史の視点から」『講座明治維新 1 世界史のなかの明治維新』有志舎, 2010 年, 191-219 頁。
- (9) 池田勇太『山川歴史モノグラフ 27 維新変革と儒教的理想主義』山川出版社, 2013 年。特にその第 1 章「維新时期における「藩」の形成——熊本藩の事例から」(同書 21-67 頁)を参照のこと。
- (10) 松尾正人『廃藩置県』(中公新書, 1986 年) 100, 101 頁の「諸藩一覧」表, 前掲松尾「廃藩置県の政治的潮流——廃藩論の形成と展開」6 頁を参照のこと。
- (11) 前掲松尾『廃藩置県の研究』196-211 頁。
- (12) 明治 2 年以降の諸事件については、鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御伝記 5』(以下『慶徳公伝 5』と表記) 1990 年, 112-114 頁, 443-446 頁, 582-585 頁, 608 頁等にそれぞれ関連史料を含めた記述がある。また、鳥取県編『鳥取県史 3 近世政治』(1979 年)の第 5 章, 鳥取県編

- 『鳥取県史 近代1 総説篇』(1969年)の「藩兵解隊の章」に概説的叙述がある。
- (13) 前掲松尾『廃藩置県の研究』200, 507, 508頁等を参照のこと。
 - (14) 戊辰戦争期以降廃藩置県に至る時期の同藩を扱った研究の内、古典的なものとしては、徳永職男「明治新藩制の推移と鳥取藩」(『鳥取大学学芸学部研究報告(人文・社会科学)』第16巻, 1965年, 45-52頁)がある。近年では岸本覚「戊辰戦争と招魂祭——鳥取招魂社起源」(鳥取地域史研究会『鳥取地域史研究』第4号, 2002年, 49-58頁)がある。
 - (15) 注(12)で挙げた『鳥取県史』各巻を参照のこと。
 - (16) 新政府側が「因州藩」もしくは「因州」と表記している例としては、鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御伝記4』(以下『慶徳公伝4』と表記)1989年, 392頁(明治元年正月27日条。なお、正確には慶応4年であるが、各文献での表記に従い、あえて統一していない。以下同じ), 501頁(明治元年3月18日条), 『慶徳公伝5』115頁(明治2年3月19日条), 150頁(明治2年5月13日条)。明治2年6月17日, 藩主池田慶徳が「鳥取藩知事」に任命された(『慶徳公伝5』197, 198頁, 明治2年6月17日条)。
 - (17) 前掲『鳥取県史 3 近世政治』82-95頁。
 - (18) 天保8年7月生。鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御伝記1』(以下『慶徳公伝1』と表記)1987年, 2-22頁。
 - (19) 前掲『鳥取県史 3 近世政治』722頁。慶徳の進退問題については同書692-732頁に詳細に叙述されている。
 - (20) 本伝記編纂の経緯については、鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御伝記別巻』(以下『慶徳公伝別巻』と表記。1992年)の解題(4-12頁)を参照のこと。
 - (21) 鳥取藩政資料の概要等については、鳥取県立博物館編『鳥取藩政資料目録』(1997年)を参照。本稿では家老の下で記録された「家老日記(控帳)」や目付による「御目付日記」等を利用した。
 - (22) 各人物の経歴・通称・実名等については、『慶徳公伝別巻』や鳥取藩政資料中の各家の家譜を参照のこと。
 - (23) 『慶徳公伝4』333-335頁。
 - (24) 『慶徳公伝4』351, 352頁。明治元年正月11日条。
 - (25) 『慶徳公伝4』369頁, 明治元年正月19日条。
 - (26) 『慶徳公伝4』385, 386頁, 明治元年正月26日条。
 - (27) 『慶徳公伝4』386頁, 有栖川宮熾仁親王の「直書」, 明治元年正月26日条。
 - (28) 前掲『鳥取県史 3 近世政治』713, 714頁を参照のこと。
 - (29) 『慶徳公伝4』355-357頁, 明治元年正月14日条。
 - (30) 『慶徳公伝4』362, 363頁, 明治元年正月17日条。
 - (31) 『慶徳公伝4』378, 379頁, 明治元年正月24日条。「齋身」は「セイシン」もしくは「サイシン」と訓み、引用文中においては「粉骨碎身」とほぼ同義と思われる。
 - (32) 『慶徳公伝4』385-387頁, 明治元年正月26日条。
 - (33) (34) 『慶徳公伝4』388, 389頁, 明治元年正月27日条。史料引用中の丸括弧内は引用者注。以下同じ。
 - (35) 三知磨は幼名。池田慶徳の次男で、万延元年12月生、慶応2年4月に世子となり、このとき

輝知の名を与えられている（『慶徳公伝別巻』46頁）。

- (36) 『慶徳公伝 4』397, 398 頁, 明治元年2月朔日条。
- (37) 『慶徳公伝 4』391, 392 頁, 明治元年正月27日条。
- (38) 『慶徳公伝 4』374 頁, 慶応4年1月20日付池田茂政宛池田慶徳書簡, 明治元年正月20日条。
- (39) 『慶徳公伝 4』408 頁, 慶応4年2月2日付池田茂政宛池田慶徳書簡, 明治元年2月3日条。
- (40) 『慶徳公伝 4』426 頁, 明治元年2月7日条。
- (41) 『慶徳公伝 4』425 頁, 明治元年2月6日条。
- (42) 『慶徳公伝 4』391, 392 頁, 明治元年正月27日条。
- (43) 鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御伝記 3』（以下『慶徳公伝 3』と表記）1988 年, 731 頁, 慶応2年8月24日条や同書792, 793 頁, 慶応2年10月28日条を参照のこと。
- (44) 『安達清風日記』日本史籍協会叢書, 1926 年（1969 年に東京大学出版会より覆刻）632 頁, 慶応4年正月29日条。
- (45) 『慶徳公伝 1』10 頁を参照のこと。
- (46) 『慶徳公伝 4』437-439 頁, 明治元年2月11日条。
- (47) 『慶徳公伝 4』449, 450 頁, 明治元年2月18日条。なお, 鳥取藩政資料「家老日記（控帳）慶応4年1月-3月」（資料番号：2739）の2月22日条にもほぼ同文の本史料が収録されている。
- (48) 『日本国語大辞典 第2版』第7巻（小学館, 2001 年, 5 頁）によれば, 「順養子」には, 「家督相続すべき人が早世し, その人に男子があった場合, 早世した人に代わって家督を継いだ次男・三男, あるいはそれがない場合は再養子などが, 早世した人の子を養子とすること」等の意味があるとされている。しかしながら引用史料中の「順養子」については, かかる辞書の意味にとらわれず, あくまでも文脈に沿って, 一旦分知家当主を藩主に立てておき, その人物の跡継ぎとして慶徳の実子を据えることと理解するのが重要であろう。
- (49) 『慶徳公伝 4』466, 467 頁, 明治元年2月23日条。前掲「家老日記（控帳）慶応4年1月-3月」（資料番号：2739）2月22日条も参照のこと。
- (50) 『安達清風日記』637 頁, 慶応4年2月22日条。
- (51) なお, 『慶徳公伝 4』は, 「国務譲職之儀は, 御沙汰之御旨も被為在候ニ付, 末藩池田相模守は年長, 殊ニ血縁之者ニも御座候間, 今日ヨリ譲職仕候」とする, 2月22日付の「京都への御届文」を採録している（同書467頁）。
- (52) 「安達清風手記」『安達清風日記』654 頁, 慶応4年2月23日条。この「安達清風手記」は日記とは別に記されたものと思われ, 『安達清風日記』巻末に収録されている。内容からして, 特に慶徳の進退・相続問題をめぐっての安達自身の言動を詳しく記録したものである。
- (53) 家中の士分以上の格式は, 上位から順に, 着座・大寄合・番頭・物頭・羽織緋・寄合組・諸奉行・馬廻という構成であり, この内着座と番頭に対しては馬廻で構成される組が預けられた（鳥取県編『鳥取藩史 2 職制志・禄制志』1970 年, 5-36 頁）。彼は慶応2年10月に退役した際, その功勞により「格式寄合組」とされていた（『慶徳公伝 3』792, 793 頁, 慶応2年10月28日条）。
- (54) 『慶徳公伝 4』472 頁, 明治元年2月29日条。
- (55) 『安達清風日記』639 頁, 慶応4年2月25日条。
- (56) 『安達清風日記』639 頁, 慶応4年2月26日条。

- (57) 臼井は慶応4年2月8日に、加藤は同21日にそれぞれ御役御免とされている。鳥取藩政資料「臼井貞雄家譜」(資料番号:9590)・「加藤直秋家譜」(資料番号:8748)参照。
- (58) 「元治元年中老職欠役と共に、地位ハ下れるも稍中老職に相当し、同じく国政を分担せる小仕置を設けられ」(前掲『鳥取藩史 2 職制志・禄制志』55頁)たのである。
- (59) これらの動きを『鳥取県史 3 近世政治』は、「藩内の政治的意見対立」が「従来の攘夷派・守旧派等の図式とは違った形で複雑多岐に分化しはじめた」もの(同書721頁)と見ているが、安達の提携相手がそれまでとは多少異なっているのみであり、むしろ本質的な対立構図は変わっていないように思われる。
- (60) 『慶徳公伝4』540頁、慶応4年4月22日付池田茂政宛池田慶徳書簡、明治元年4月22日条。本書簡中の「元来此度之次第、三知磨順養子之一儀、国内大沸論ニて、相模守相統之儀、番頭始不心得之筋申立、一時之景況は家中瓦解之姿相見へ、(後略)」から、『鳥取県史 3 近世政治』は「慶徳書状に記されているように「家中瓦解」の危険性があった」(同書722頁)としている。しかしこの部分を素直に読めば、「番頭」の「不心得之筋申立」によって「一時」は「家中瓦解」の状況となっていた(と慶徳は見た)、と解釈する方がより適切ではないだろうか。
- (61) 箕浦主税。譜代番頭の家柄で箕浦半右衛門の養子。元治元年4月に同人の隠居のため2,000石の家督を相続した。鳥取藩政資料「箕浦貞太郎家譜」(資料番号:8747)参照。なお、譜代番頭は番頭の中でも「証人上」に次ぐ家格である(前掲『鳥取藩史 2 職制志・禄制志』15-18頁)。
- (62) 番頭はその「配下」として、平士たる「組士を有すること通有」(前掲『鳥取藩史 2 職制志・禄制志』19頁)であり、彼等を統率して軍役に備えるわけである。「組士にして役人に任命」された場合には基本的に「組を放れて役人席に入」(同上書、33頁)るものの、そのような役に就かない大多数の平士は「平時は別に常務なく、武人としての修養を専らと」(同上書、34頁)するものとされている。
- (63) 事件の経緯や双方の言い分についての史料としては、目付の下で記録された公務日誌である御目付日記中、4月4日付で箕浦主税と組士側当事者の双方に発せられた目付の「御調」書〔鳥取藩政資料「御目付日記 慶応4年3月-4月」(資料番号:5428)4月4日条。以下引用に際しては、箕浦側への「御調」書、もしくは組士側への「御調」書とのみ注記する〕と、これを受けて4月7日付で双方から目付へ提出された「御答書」〔「御答書」については、一連の経緯の説明と共に『慶徳公伝4』(532-535頁、明治元年4月18日条)に収められているが、鳥取藩政資料「御目付日記 慶応4年3月-4月」(資料番号:5428)4月7日条にもほぼ同文が採録されている。なお、以降の「御答書」の引用はこの両者を参照・校訂したものであり、引用に際しては箕浦側「御答書」、もしくは組士側「御答書」とのみ注記する〕がある。
- (64) 組士側への「御調」書。
- (65) (79)(80) 組士側「御答書」。
- (66) 箕浦側への「御調」書、箕浦側「御答書」。
- (67) (87) 箕浦側「御答書」。
- (68) G. ルフェーブル著／二宮宏之訳『革命的群集』岩波文庫、2007年、35-57頁。G. ルフェーブル著／高橋幸一郎・柴田三千雄・遅塚忠躬訳『1789年——フランス革命序論』岩波文庫、1998年、219-255頁。三谷博『明治維新を考える』岩波現代文庫、2012年、第3章「王政・公議」

体制の創出——横井小楠と大久保利通」。

- (69) 『慶徳公伝 4』 473 頁，慶応 4 年 2 月 27 日付荒尾成富（近江）宛西園寺公望書簡。明治元年 2 月 29 日条。
- (70) 『慶徳公伝 4』 448, 449 頁，明治元年 2 月 16 日条。
- (71) 『慶徳公伝 4』 471-473 頁，明治元年 2 月 29 日条。『復古記 第 2 冊』東京帝国大学蔵版，1929 年，407 頁。なお、『鳥取県史 3 近世政治』も西園寺による「救解」（同書 722 頁）を重視するが，この場合それと同じく重要なのは，このタイミングで慶徳が彼の提案を受け入れたことである。この二つの要素がこの時かみあったことがその後の展開を考える上でも極めて重要である。
- (72) 『安達清風日記』 640 頁，慶応 4 年 2 月 29 日条。
- (73) 『慶徳公伝 4』 527, 528 頁，明治元年 4 月 4 日条。
- (74) 『慶徳公伝 4』 528, 529 頁，明治元年 4 月 9 日条。
- (75) 『慶徳公伝 4』 532-535 頁。明治元年 4 月 18 日条。
- (76) 箕浦組への編入は慶応 3 年 6 月 18 日。鳥取藩政資料「鳥養又七郎家譜」（資料番号：9018）参照。
- (77) 箕浦組への編入は慶応 3 年 7 月 11 日。鳥取藩政資料「梶川新一家譜」（資料番号：9205）参照。
- (78) 箕浦組への編入は鳥養と同様に慶応 3 年 6 月 18 日。鳥取藩政資料「三原直臣家譜」（資料番号：10116）参照。
- (81) (83) 鳥取藩政資料「御目付日記 慶応 4 年 3 月-4 月」（資料番号：5428），慶応 4 年 4 月 18 日条。梶川，鳥養・三原，その他の組士のそれぞれに対する裁許文。なお，「差扣」も「遠慮」と同様他行を禁止されるものの，通行は昼夜とも許された（鳥取県編『鳥取藩史 4 財政志・刑法志・寺社志』1971 年，397, 398 頁）。
- (82) 鳥取県編『鳥取藩史 4 財政志・刑法志・寺社志』397, 398 頁。
- (84) 『慶徳公伝 4』 476 頁，慶応 4 年 3 月 3 日付池田茂政宛池田慶徳書簡，明治元年 3 月 3 日条。
- (85) 『慶徳公伝 4』 532-535 頁，明治元年 4 月 18 日条。鳥取藩政資料「御目付日記 慶応 4 年 3 月-4 月」（資料番号：5428），慶応 4 年 4 月 18 日条。箕浦主税への裁許文。
- (86) 箕浦側への「御調」書。
- (88) 前掲「箕浦貞太郎家譜」（資料番号：8747）では，家督相続は明治元年閏 4 月 28 日のことである。譜代番頭・平番頭に対しては「相続者幼少の時，一旦寄合組に編入せられ，年頃に至って初めて旧席に復せらるゝ」（前掲『鳥取藩史 2 職制志・禄制志』16 頁）規定があったとされる。「寄合組」については，前注（53）参照。
- (89) 『慶徳公伝 3』 332, 333, 361-369 頁を参照。
- (90) 『慶徳公伝 4』 535 頁。鳥取藩政資料「御目付日記 慶応 4 年閏 4 月-5 月」（資料番号：5429），慶応 4 年 5 月 11 日条。

[付記] 本論文の執筆にあたって，鳥取藩政資料をはじめとする各種史料の閲覧や入手等については，大嶋陽一氏をはじめとする鳥取県立博物館の学芸員・スタッフの皆様の御世話となった。ここに記して感謝申上げる次第である。

[表] 慶応4年初頭の番頭層の状況

身分	家・当主 (相続時の石高・備考)	組頭の有無	慶応4年前後の状況 (藩よりの指等)	出典 (鳥取県立博物館所蔵家譜による)
大寄合	尾屋親美 (200石)	○ (文久3年11月→)	慶応3年1月来から2月末まで「来主表」へ「出張」	「尾屋親美家譜」(鳥取藩政資料・8735)
	津田万四郎 (900石)	×	慶応3年12月に「前發候」。	「津田万四郎家譜」(鳥取藩政資料・8738)
	藤田豊 (1000石)	×		「藤田豊家譜」(鳥取藩政資料・8737)
	通田海男 (3500石)	○ (文久3年11月→)		「通田海男家譜」(鳥取藩政資料・8739)
証人上	菅長太郎 (3000石)	×	明治元年11月に「前發候」。	「菅長太郎家譜」(鳥取藩政資料・8740)
	安養寺貞 (2000石)	×		「安養寺貞家譜」(鳥取藩政資料・8741)
譜代番頭	矢野房次郎 (1000石)	×		「矢野房次郎家譜」(鳥取藩政資料・8742)
	神戸光太郎 (1800石)	○ (元治元年5月→)	慶応3年3月「御成代番」。	「神戸光太郎家譜」(鳥取藩政資料・8743)
	天野成玄 (1320石)	○ (慶応3年3月→)	慶応3年3月「御成代番」。	「天野成玄家譜」(鳥取藩政資料・8744)
	高木棟 (1240石)	○ (元治元年10月→)	慶応3年3月「御成代番」。	「高木正次家譜」(鳥取藩政資料・8745)
	香河新七郎 (1340石)	○ (慶応2年6月→)	慶応3年3月「御成代番」。	「香河新七郎家譜」(鳥取藩政資料・8746)
	葉浦主税 (2000石・ただし慶応4年閏4月まで)	○ (元治元年9月→)	慶応4年1月に「上京の命。6月には御用の命あり」。	「葉浦主税家譜」(鳥取藩政資料・8747)
	加藤尚 (1000石)	○ (万延元年閏3月→元治元年9月)	元治元年9月、小仕置。慶応3年12月「学校御用懸り」ともなる。慶応元年1月「上京。2月21日、御役御免」。	「加藤正秋家譜」(鳥取藩政資料・8748)
	宮脇藤助 (1000石)	○ (安政元年12月→)	慶応3年2月、東山道出兵。	「宮脇藤助家譜」(鳥取藩政資料・8749)
平番頭	山田章作 (1100石)	○ (元治元年11月→)	慶応3年閏4月、上京。10月には御用の命あり。	「山田章作家譜」(鳥取藩政資料・8751)
	黒田正徳 (1100石)	○ (明治5年7月→)		「黒田正徳家譜」(鳥取藩政資料・8750)
	太田重忠 (1000石)	○ (元治元年9月→) 慶応3年6月→	慶応3年8月「より京都詣 (一翌年閏4月) 」。	「太田重忠家譜」(鳥取藩政資料・8752)
	唯久八 (1100石→900石)	○ (弘化4年12月→)	慶応3年12月から京都詣 (一翌年閏4月) 。	「唯武次郎家譜」(鳥取藩政資料・8753)
	佐藤貞次郎 (1000石→800石)	×		「佐藤貞次郎家譜」(鳥取藩政資料・8754)
	大西義左衛門 (800石・ただし慶応4年閏4月まで)	○ (天保11年8月→)	慶応3年閏4月隠居。	「大西主家譜」(鳥取藩政資料・8755)
	堀屋本太郎 (740石)	×		「堀屋本太郎家譜」(鳥取藩政資料・8757)
	山岡景明 (750石)	○ (安政2年3月→)	慶応3年9月から京都詣 (一翌年閏4月) 。	「山岡景明家譜」(鳥取藩政資料・8756)
	三浦太郎八 (500石)	○ (安政3年11月→)		「三浦太郎八家譜」(鳥取藩政資料・8758)
	新尾成之 (1000石)	×	明治元年9月大坂出張の命あり (但し翌月引返しの命あり) 。	「新尾成之家譜」(鳥取藩政資料・8760)
	新尾利邦 (500石?)	○ (文久3年4月→)	慶応4年4月、上京の命あり (但し、実際には上京せず?) 。	「新尾利邦家譜」(鳥取藩政資料・8761)
	横河陣孝 (1000石)	×		「横河陣孝家譜」(鳥取藩政資料・8762)
(一代限りの番頭で確認し得る者)	佐分利九右 (1300石)	○ (安政5年9月→)	慶応3年2月、東山道出兵。	「佐分利成成家譜」(鳥取藩政資料・8763)
	佐分利成名 (300石)	○ (文久3年9月→)		「佐分利成成家譜」(鳥取藩政資料・8763)
	山本茂英 (1200石)	○ (元治元年3月→)	慶応3年7月、奥羽出張。	「山本茂英家譜」(鳥取藩政資料・9066)
	羽田徳助 (1030石・ただし慶応4年3月11日まで)	○ (文久2年8月→)	元治元年9月、小仕置。慶応3年2月8日、御役御免。	「羽田徳助家譜」(鳥取藩政資料・8881)
	白井備後 (700石・ただし慶応3年3月11日まで)	○カ (文久2年9月→元治元年9月カ)	元治元年9月、小仕置。慶応3年2月8日、御役御免。	「白井備後家譜」(鳥取藩政資料・9590)
	田村図書 (200石・慶応4年3月11日まで)	○ (文久3年5月→元治元年9月)	元治元年9月、小仕置。	「田村成俊家譜」(鳥取藩政資料・9349)

[凡例]

※本表は、鳥取県立博物館所蔵の各家の「家譜」をもとに作成した。「家譜」の概要・リストについては鳥取県立博物館編『鳥取藩政資料目録』(1997年、38-85頁)を参照されたい。
 ※本表は鳥取県編『鳥取藩史 2 職制志・禄制志』(1970年、13-21頁)で代々の番頭とされた家柄(証人上・譜代番頭・平番頭)を中心にしつつ、これに安政5年以降「政務上又は儀式上の地位を占め」(同前書、13頁)たとされる大寄合と、それ以外に一代限りの番頭とされた人物を確認できる範囲で掲載した。また、安政5年以降にそれぞれ番頭とされた而荒尾・横河・阿佐分利各家の家譜については、鳥取県立博物館編『鳥取藩政資料目録』(1997年、38、39頁)上で「番頭之家・代々鉄砲之部」の末尾に編入されているため、平番頭に含めて記載した。なお、上記の家譜については、安政5年の改革で変動を蒙っている(前掲『鳥取藩史 2 職制志・禄制志』18頁等参照)はずであるが、これについての研究は少なく、本表では便宜上そのまま表記した。
 ※**年齢についてはその家督相続時のものを、判明する者のみ記載した。また、組預けについて、確認できない場合には×と記載した。